

平成20年7月9日

追加品目の対象範囲に係る意見について

委員 佐々木 五郎
(社団法人全国都市清掃会議)

本合同会合において審議されている追加品目の対象範囲に関し、次のとおり意見を提出する。

薄型テレビのうちの小型液晶テレビについて、

液晶テレビのうち小型液晶テレビについては、持ち帰れるため、販売店等の配送率は低く現行の対象要件を満たさない、あるいは不法投棄が増加するのではないかとの指摘があることは承知している。しかし、消費者にとって、小型のものやはりテレビであることに変わりがなく、サイズの違いにより小型液晶テレビを対象からはずすことで排出時に混乱が生じることが懸念されるとともに、資源の有効利用推進の観点からも消費者の理解が得にくくなるものと考えるところである。

特に、液晶テレビのリサイクルを促進するため、

小型液晶テレビについても大型液晶テレビと同様に、製造業者等による質の高いリサイクルが行なわれることが望ましいこと

市町村の処理施設や技術に照らして、小型液晶テレビについても大型液晶テレビ同様その適正な処理が困難であること

の観点から、小型液晶テレビを対象品目に追加することを要望する。

市町村としては、こうしたことを進めるに際しては、不法投棄を防止しながら対象廃家電が製造業者等に円滑に引き渡されることが重要であると考えており、小売業者に引取義務が生じない廃家電を排出者が製造業者に円滑に引き渡せるよう体制を構築することや、廃家電の適正な排出に係る普及啓発等不法投棄の未然防止策への取り組みを引続き進めるよう積極的に努力していく。